

令和 8 年度予算編成に関する基本方針

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策が与える影響や金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況にあり、今後の景気動向には引き続き注意を払わなければならない。

区財政においては、基幹収入たる特別区民税について、区民所得の堅調な推移や納税義務者の増加等を踏まえ、令和 7 年度当初予算では増額を見込んでいるものの、ふるさと納税制度による区民税流出額は昨年度に続き 50 億円を超えるなど、国の不合理な税源偏在是正措置による大幅な減収が続いている。また、今後に向けては、金利動向が区財政に与えるリスクや米国の通商政策、長引く物価高騰などが所得環境や企業収益に与える影響にも引き続き留意する必要がある。

歳出面においては、委託料・工事請負費等の増加や、社会保障関連経費の増加が依然として見込まれる中、物価高騰に直面する区民生活支援などの足元の課題に加え、防災・減災対策や、気候変動対策、子育て支援、まちづくり、ジェンダー平等に向けた取組など、今日的な様々な課題にも的確に対応していくことが求められる状況にある。

また、令和 8 年度は、改定した第二次実行計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の最終年であり、また、総合計画の折り返しを迎える年として、基本構想に掲げる将来像「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、計画事業を着実に実行していかなければならない。

このような状況下においては、引き続き最大限の歳入の確保を図ることはもとより、区政の第一線で区民と接する各部門が、区民との対話等を通じて把握した区民意見等を十分に踏まえながら、創意と主体性を存分に発揮し、各事業の実効性や効率性をより一層高めていくことが重要となる。

以上の点を踏まえ、令和 8 年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画等」の着実な推進

令和 8 年度は、令和 5 年度に改定を行った第二次実行計画の最終年に当たる年であり、令和 8 年度目標値の達成に向けて、計画事業については、今年度行う単年度の修正項目も含め確実に見積もること。

(2) 区民生活等の実態の把握

気候区民会議や聴くオフ・ミーティングなど、区民との対話の取組を通じて得られた区民意見等を踏まえるとともに、区民生活や区内事業者の実態等を様々な機会を通じて十分に把握したうえで、時宜を逸することなく必要な施策展開を図ること。

(3) 経費の精査・見直し

既定事業を含む全事業について、行政評価制度等の活用により、事業の必要性や有効性の検証と経費の精査を行い、事業をより効果的に実現可能とするための事業の見直し・廃止・整理統合・縮小を検討すること。特に複数年度にわたり執行率が低い事業や成果指標の達成率が低い事業は、廃止の視点も含めた事業の見直しを図ること。

また見積もりに当たっては、直近年度における決算数値を踏まえた必要最小限の金額とするなど、経費の縮減を図るとともに、区民に事業の実施目的や効果等が広く伝わるよう実施時期や実施方法についても精査を行うこと。

(4) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

実行計画の単年度修正により計画事業とするものを除き、計画外の新規事業についてやむを得ず予算計上する場合は、必ず既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もるとともに、実施方法等の見直しを行った既定事業については具体的資料を提出すること。課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

(5) DXの推進等

各事業を実施するに当たっては、デジタル化推進基本方針等に基づき、デジタル技術の活用について積極的に検討を行い、行政手続のオンライン対応やキャッシュレス決済の導入など区民サービスの向上及び業務の効率化を図ること。

また、本年10月に予定している庁内での「情報インフラの再構築」を契機に、職員の意欲や生産性の向上等を図るため、全庁を挙げて執務環境の改善・ペーパーレス化等に取り組むこと。当該取組については、別途通知するので、それに従い対応すること。

(6) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、事業の検討を行ったうえで、必要な経費を見積もること。

(7) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとと

もに、収入の確保に最大限努めること。

(8) 管理職の関与

管理職員は、現下の財政状況を踏まえ、予算編成に関して職員への適切な指示を行い、各所管の見積もり内容を把握すること。

(9) 予算編成過程の公表等

区財政の理解は、区政への区民参加の前提となるものであり、予算編成過程の公表に加え、財政の仕組みや財政状況についても、継続して、区HP等を通じて、幅広くわかりやすい情報発信に取り組むこと。

(10) 区民参加型予算

予算編成に区民が直接関与する仕組みである「参加型予算」については、区民による投票の結果等を踏まえて別途通知するので、それに従い対応すること。

(11) 気候変動対策の取組の推進

気候変動対策については、世界的課題であるとともに、いのちに関わる課題であるとの認識に立ち、施設の新築・改築時等におけるZEB化・断熱化の推進や、区立施設の調達電力における再生可能エネルギーへの転換等を図るほか、涼み処や給水スポットの設置を促進するなど、その取組を積極的に推進すること。

2 歳出

(1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入は必要最小限となるよう見積もるなど、一層のコスト削減に努めること。

委託料については、人件費や物価等の増要因は適切に見積もりに反映しつつも、必要に応じて、従前とは異なる事業者からの見積もり徴取や委託の内容・範囲の精査を行うなど、経費の削減に努めること。

(2) 公共工事に係る経費

区が発注する公共工事の経費については、労務単価の上昇や建築資材の高騰などの状況を踏まえ、その必要性、優先度を十分に考慮した上で見積もること。

施設の改築等に当たっては、事業の構想・設計の段階で、用地の有効活用や将来の利活用等の視点を踏まえ、真に必要な規模・内容となっているか等について精査を行い、ライフサイクルコストの削減につながるよう努めること。また、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するので

はなく、将来にわたって長く使い続けることができるように、個別に施設の老朽度、劣化度を判断したうえで、必要な経費を見積もること。

(3) 特定公契約対象業務の経費等

施設運営パートナーズ制度の指定管理料については、区が指定管理者と交わした協定書の内容が遵守され、指定管理者のノウハウの幅広い活用あるいは専門性の確保により、さらなる区民サービスの向上が図られるか精査・確認すること。また、光熱水費の増や従事者の適切な労働環境の確保に必要な経費についても、精査して見積もること。

なお、その他の特定公契約対象業務の経費についても、労働報酬下限額以上の人件費を見込む必要があることに留意すること。

(4) 補助金の見直し

補助金の原資は区民の税金であり、交付状況やその使途、補助金を交付することによる効果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。各所管においては、令和5年度に更新した「補助金交付基準及び検証・評価基準」を踏まえた、補助金検証・評価シートを活用し、終期を迎える補助金だけでなく、全ての補助金について、必要に応じた見直し・検証を行い見積もること。

(5) 人件費の適正化

デジタル技術の活用や従来の考え方に捉われない視点による見直し等により業務の効率化を図るとともに、一時的な事業の集中等の影響から人員に不足が生じる場合には、事業の統合や応援体制の構築を適時適切に行うなど、柔軟かつ弾力的な組織運営を行うこと。併せて、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワーク・ライフ・バランスと健康管理の充実を図るとともに、職員の適正配置や効果的・効率的な事務執行による超過勤務の更なる縮減等を通じて、人件費の適正化に努めること。

(6) 再生可能エネルギー電力調達の実施

区立施設で使用する電力の光熱費については、区立施設への再生可能エネルギー電力調達の取組方針に基づき、適正に見積もること。詳細については後日通知するので、それに従い対応すること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

また、区立施設については、施設利用者の意見等を参考に、施設の運営を担う指定管理者等と連携しながら、区民にとってより使いやすくなるよう見直しを行うなど、施設の利用率向上と使用料収入の確保に努めること。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手段で獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。